

定年退職予定者等向け採用説明会・相談会 よくある質問と回答

No.	質 問	回 答
1	「水エネ」はどんな団体ですか？	1985年に神奈川県企業庁 100%出資の外郭団体として発足後、2009年に自立化し、現在は公益法人制度改革による移行法人として公益事業を行いながら、主に同庁の水道事業や電気事業の業務を受託するとともに、2020年度からは神奈川県内広域水道企業団の警備業務等も受託しています。 豊かな経験・豊富な技術力を生かして、水・電気・ダム関連事業を展開することにより、暮らしを支える「いのち」のインフラの維持・持続に貢献し、お客様に安心と信頼サービスを提供する団体です。
2	年商、従業員規模は？	2023年度収益額（いわゆる売上高）は約14億円、従業員規模は2024年8月現在で約310人です。
3	なぜ（この時期に）会を開いたのですか？	これまで県企業庁の知識、経験の豊富な方を採用してきましたが、定年延長や雇用延長（65歳義務）の動向などにより退職者が減り、採用人数が不足することが見込まれることから、今後の技術系業務の安定・拡大のため広く公募することとしました。
4	企業庁以外の団体や民間の退職予定者も参加していいのですか？	是非、ご参加ください。
5	どのような仕事をするのですか？	（土木職の場合） ① ビルや学校等に設置されている受水槽等の点検作業を行います。 ② 道路などに埋設されている水道管の更新工事等において当該工事発注者である県企業庁の水道営業所等職員の工事監督業務を補助する仕事。具体的には、工事施工・安全管理の確認や水道管への充断水作業などを行います。 ③ 県営水道の一般給水装置工事で、新設・改造・撤去工事等の完成現場において承認申請書どおりの施工か、使用材料は適正か等の確認を行います。 ④ 県企業庁が有する大山・落合浄水場等の巡回点検業務を行います。具体的には、各施設における機器等の稼働状況の確認や水質・水量等の確認を行います。 ⑤ 県企業庁が有する相模ダム等の巡回点検を行います。具体的には、各施設においてチェックリストに基づいた巡回点検を行います。 ⑥ 県企業庁が有するポンプ所の巡回や配水量メータの検針を行います。

No.	質 問	回 答
		(電気職の場合) ① ダムや水力発電所の水路、河川などに設置されている電気通信設備、水位計、サイレン設備及び配電線・通信線などの巡視・点検のほか、施設設置場所の清掃、除草などを行います。 ② 第3種電気主任技術者以上の資格がある場合、または、高圧以上の受電設備の維持管理の経験を通算5年以上有する場合、水力発電所、太陽光発電所の電気機械設備の巡視点検を行うことがあります。 詳細は説明会当日にお配りする「業務別雇用条件一覧表(令和6年度)」をご覧ください。なお、令和7年4月採用においては、土木職のうち①の業務並びに電気職の①の業務は募集対象としておりません。
6	どこで勤務することになりますか？	神奈川県内のみです。 [土木職の場合] 県企業庁各水道営業所(ポンプ所は津久井、鎌倉、平塚の3水道営業所)、谷ヶ原・寒川浄水場、ダム管理事務所などを拠点とした周辺地域で勤務していただきます。 [電気職の場合] ・5 - ①の場合 県企業庁相模川水系ダム管理事務所(城山ダム)内の当財団・相模川水系ダム駐在所を拠点とし、相模川水系の各施設の巡回点検を行います。 ・5 - ②の場合 県企業庁相模川発電管理事務所内の当財団・相模川発電駐在所を拠点とし、相模川水系の各発電所の巡回点検を行います。 詳細は説明会当日にお配りする「業務別雇用条件一覧表(令和6年度)」をご覧ください。 なお、勤務地の希望地域は極力相談に応じています。
7	必要な資格や経験はありますか？	業務に応じて、経験年数を必要としますが、未経験でも勤務できる業務はあります。 [土木職の場合] 水道や施設の維持管理の経験等は「あればなお可」の業務と、必ず必要な業務がありますので、それらを確認の上、ご応募ください。

No.	質 問	回 答
		[電気職の場合] 電気に関する基本的な知識（高校の電気科卒業程度）が必要です。第3種電気主任技術者以上の資格があり、ビルや工場での高圧電気設備の保守点検の経験があれば、申し分ありません。 詳細は説明会当日にお配りする「業務別雇用条件一覧表（令和6年度）」をご覧ください。
8	車の運転は必要ですか？	ほとんどが、事務所外での現場の仕事になりますので、普通自動車免許は必須です。
9	電気主任技術者の資格は必要ですか？	お持ちであればより高度な業務を担当していただきますが、一定の経験だけでも勤務可能です。
10	経験が足りない場合どうすれば仕事についていけるようになりますか？	経験が不足している場合は、基本的には経験者に同行。あるいは、他の業務と併用で、研修として経験を積むことができます。就業中に経験を積んでいただければベストです。
11	危険な仕事はありますか？	原則、危険を回避するための対策をとっているので、安全に業務を行っていただけます。ただし、仕事によっては、はしごの昇り降りや道路上での作業などもありますので希望職種を選択する時に、よく説明や相談を受けてから決めてください。
12	今の（特に技術部門）の人員・年齢構成（平均年齢）は？	72人が従事しており、平均年齢は68歳です。
13	勤務条件はどのようになっていますか？	業務に応じて異なりますが、次のとおりです。 [常用雇用] ① 1日7時間45分 週38時間45分 週5日勤務（平日） ② 1日7時間45分 週33時間45分 週4～5日勤務（平日） ③ 1日6時間45分 週33時間45分 週5日勤務（365日勤務割振りで勤務） (祝日、年末年始あり) [短期雇用] 原則として、上記①から③までの2分の1の日数の勤務 詳細は説明会当日にお配りする「業務別雇用条件一覧表（令和6年度）」をご覧ください。

No.	質 問	回 答
14	給与制度や給与水準はどうなっていますか？	当財団の職員給与規程により、地方公共団体等を退職し当財団に再就職された61～65歳の方については、固定給（月給・賞与あり）を採用し、県企業庁を退職して再任用となった方と年額は同等となります。勤務時間が短い方は、その比率で少なくなります。 一方、年金受給後の66歳以上（再任用終了）の方については、嘱託職員・臨時職員として別の賃金設定としています。 詳細は説明会当日にお配りする「業務別雇用条件一覧表（令和6年度）」をご覧ください。
15	福利厚生はどうなっていますか？	従業員と会社で財源を出し合って運営する互助会があり、健康診断の再検査補助、私傷病の見舞金などの給付事業と自分で計画して行うマイプランを補助する事業など充実した内容となっております。 詳細は説明会当日にお配りする「業務別雇用条件一覧表（令和6年度）」をご覧ください。
16	同一労働同一賃金など働きやすい職場づくりにどのように取り組まれていますか？	同一労働同一賃金の法改正・施行を踏まえ、令和3年4月に技術・経験手当や技術系業務応援手当を創設した他、臨時職員への一時金の支給を開始するなど、多岐にわたる見直し・改善を図りました。
17	65歳以上（再任用・非常勤雇用終了後）でも働けますか？	高年齢者雇用安定法により、65歳から70歳までの就業機会を確保するための高齢者就業確保措置が努力義務とされておりますが、当財団では、65歳から70歳までの方（再任用終了後等）で、就業意欲が旺盛な方の新たな採用についても業務内容に応じて行っています。
18	「生きがい就労」とは何ですか？	昨今、超高齢・長寿社会に相応しいシステムの確立が求められています。当財団としても、令和3年4月施行の改正高年齢者雇用安定法を受け、今まで培った経験と知識を活かして、地方公共団体等を退職（再任用退職を含む。）された後もライフラインの維持に責任をもって働ける仕事を「生きがい就労」という形で実現したいと考えております。
19	どうやって「生きがい就労」を実現しようと考えていますか？	当財団では、地方公共団体等を定年退職等された方を65歳まで正規職員で雇用し、再任用を終了した方も新たに含め、65歳からの年金受給後も最長70歳まで嘱託または臨時職員として同様の業務に継続勤務していただくこととしています。そのための業務の拡大や、高年齢者でも働きやすい環境を整備推進していきます。

No.	質 問	回 答
20	70歳で雇用打ち切りですか？	原則、規定では70歳まで健康であれば雇用継続できることとなっておりますが、70歳を過ぎても業務上の必要性があり、健康で就業意欲のある方は現在も継続雇用している例はあります。現在働いている方の最高年齢は74歳となります。
21	就職氷河期世代です。正職員になりたいのですが採用可能ですか？	今回の採用説明会は、主に定年退職者の方を対象としていますが、現役世代で早期退職される方につきましても、条件が合えばご相談に応じたいと考えております。
22	採用までの流れを教えてください。	説明会 ➡ 面接 ➡ 採用となります。 ① 県退職者の場合：県のキャリアバンクに10月末に求人掲載しますので、ご応募ください。 ② それ以外：来年になりましたら求人をハローワーク等にも出しますので、ご応募ください。 事前に面接をご予約されても結構です。こちらから1月過ぎにご連絡いたします。
23	この説明会と県のキャリアバンク制度との関係は？	当財団は、県のキャリアバンクに求人を掲載します。応募にあたり、業務の内容を知っていただくための説明会を経て、当財団への就業を希望される場合は、必ず県のキャリアバンクを通じてお申し込みください。
26	9月28日（土）の説明会参加がどうしても都合がつかない場合はどうすればよいですか？	別途、説明・相談の機会を個別に設けさせていただきます。
13 関連	副業・兼業は可能ですか？	副業・兼業は原則認めていますが、具体的な条件については、HPをご参照ください。
10 関連	水道技術経験（実務経験）が10年には足りませんが、他に業務従事者の資格要件を満たせる方法がありますか？	水道管布設工事現場管理の資格要件として、水道技術経験10年以上が求められていますが、経験年数が満たせない場合でも、当財団で現場管理以外の実務を行えば経験年数を積み足せることが可能な場合もありますので、相談会に参加していただければご相談に応じます。
10 関連	土木施工管理技士や管工事施工管理技士の資格を持っていますが、これらの資格が今後貴財団の仕事に活かせる見通しはありますか。	水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者の資格要件が改正されましたが、今のところ発注元の県企業庁が資格要件を変更する予定はありません。